
4. 税務書類の作成と保管に関する通知

＜愛共済第 47 号平成元年 5 月 20 日付通知＞

1 本会退職給付金に係る源泉徴収義務

- (1) 本会の退職給付金の課税方法については、国より独立行政法人福祉医療機構（旧社会福祉・医療事業団（社会福祉施設職員退職手当共済法））の規程により支給される場合、合算して退職所得税の課税扱いとして認められています。

この場合、税務法定様式である「退職所得の受給に関する申告書」（→24 ページ参照）の共済会用の作成・保管並びに「退職所得の源泉徴収票」（共済会で代行作成のうえ送付）を必ず事業主において保管を行ないます。

- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの退職手当金の支給がある場合、独立行政法人福祉医療機構用の「退職所得の受給に関する申告書」（約款様式第 7 号退職手当金請求書の次頁）の提出がない場合には、会員掛金額を差し引いた支払額の 20.42%に相当する税額を源泉徴収することになるので、退職者から必ず申告書の受領を義務づけてください。

なお、この申告書の提出順序は、第 1 順位を共済会とし、独立行政法人福祉医療機構を第 2 順位とするので、B 欄以下の記入は不要です。

- (3) 上記制度に加入出来ない団体の場合、その独自の法人から支給される退職金と合算して退職所得税の課税扱いとして行ないます。

この場合、税務法定様式である「退職所得の受給に関する申告書」の作成・保管並びに「退職所得の源泉徴収票」を、法人退職金支給分と合算して作成のうえ「退職所得の受給に関する申告書」に貼付し必ず事業主において保管を行ないます。

共済会退職給付金支給分の「退職所得の源泉徴収票」は、共済会で代行作成して送付します。

2. 「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書・源泉徴収票合計表」の作成

退職所得等支払者は、その支払の、退職手当等についての所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日（納期の特例を受けている場合には 2 回、7 月 10 日、1 月 20 日）までに納付をしなければなりません。この手続は、「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」によって行ないます。

なお、現時点での納税の対象となるケースはないと思われま